

各 位

会 社 名 株式会社 トーモク 代表者名 取締役社長 斎藤 英男 (コード番号3946 東証1部) 問合せ先 取締役 岩本 正敏 TEL(03) 3213-6811

## 「業務の適正を確保するための体制」に関するお知らせ

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会にて決議した「業務の適正を確保するための体制」について、その後の体制整備等を踏まえ、平成21年4月8日開催の取締役会にて下記のとおり改訂することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部統制規程に基づき、内部統制事務局は取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合して執行されるよう、行動基準や各種の規程・マニュアル及び業務分掌等を整備し、適宜見直しを行う。 内部監査規程に基づき、監査部は法務・コンプライアンス室と共同してコンプライアンス監査を行い、法令等の遵守状況を確認し、社長及び監査役に報告する。

コンプライアンス規程に基づき、法務・コンプライアンス室は法令上疑義のある行為等について使用人等が内部通報を行う場合の窓口となり、また当社の指定する社外の弁護士がその外部通報窓口となる。

# 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

決裁規程や文書管理規程に基づき、総務部は取締役の決裁等の職務執行に関する情報を、また内部統制規程に基づき、内部統制事務局と監査部は内部統制の整備・運用状況の観点から見た取締役の職務執行に関する情報を、文書等に記録・保存し、取締役及び監査役が必要に応じてこれを閲覧できるようにする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、財務リスク委員会や内部統制事務局を中心に経理部や法務・コンプライアンス室、情報システム部、生産技術部等の各専門部署が、財務や情報セキュリティ、コンプライアンス、品質、環境、自然災害等の各種リスクについて識別・評価し、回避・低減等の必要な対策を実施すると共に、リスクの発生状況に応じて組織や規程・マニュアル等の見直しを適宜行う。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は決裁規程や組織規程、業務分掌規程等の整備・見直しを進め、各取締役の職務分掌や権限を明確化すると共に、日常的な取締役相互の報告・連絡・相談の円滑化を推進する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はトーモクグループとしての経営理念や行動基準を制定し、グループ各社の規程・マニュアル等の整合性を図り、また各種の会議を通して、グループ全体の業務が適正かつ統一的に執行される体制を構築する。

関連会社管理規程や決裁規程に基づき、各関連会社やグループ横断的な業務を担当する取締 役及び部長・工場長は、各社の業務について充分にその実態を把握し適切な指示を与えると共に、 適宜社長や取締役会への報告を行い、決裁等の必要な手続きを行う。

内部統制規程に基づき内部統制事務局及び監査部は、関連会社監査や会議・通達等を通じて関連会社の業務が法令及び定款に適合し適正に執行されるよう指導すると共に、経理部と連携して連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保する体制を構築する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、 並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人として監査部と法務・コンプライアンス室がその任に当たり、その独立 性確保において総務部はその使用人の報酬・異動等に関し監査役会の意向を反映させる。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会以外にも取締役と執行役員により構成される常勤会に出席し、具体的な事業 運営の方針や報告等を聴取する。

社長と監査役、監査役と管理本部等との意見交換や報告の場を定期的もしくは随時設けると共に、 監査役と関連会社監査役や主要各社監査部との定例会議を設置し、グループ全体としての横断的 な監査体制を構築する。

内部統制規程や内部監査規程に基づき、内部統制事務局や監査部は内部統制の整備・運用状況や内部監査の結果等について、定期的もしくは必要に応じて監査役に報告する。

以上